

番 号	20請願第10号 (即 決)
受理年月日	平成20年9月2日
件 名	市内在住の私立小・中学校就学者に対する教育費助成及び市内私立学校に対する運営費助成について
提 出 者	台東区在住 私学助成小中学校協議会 代表 大橋 芳郎 ほか 51,733人
紹 介 議 員	岩田 康男
要 旨	
<p>三鷹市では、全国に先駆けて、私立小・中学校に就学させている市内在住の保護者に対して、毎年、教育費の助成がなされています。一昨年度は増額いただき1人当たり年額9,000円が交付されることになりました。まずは増額いただいたことに対して感謝の意を表したいと思います。三鷹市における保護者への私学助成直接補助は、1971年より独自に制度化され、私立学校も公立学校同様に公教育の一翼を担っていることを認め、市民が私学を選ぶ権利を認めてくださっている貴市の高い見識を示すものとして、誇りに思っております。</p> <p>しかしながら、一方では、これまで35年以上も続いてきた市内私立学校への施設設備補助（2005年度までは1人当たり4,000円）が廃止されてしまったことは大変遺憾です。1967年に当時の市長の交際費よりスタートした三鷹市独自の私立学校への運営費補助の歴史的な流れがここで途切れてしまいましたことは大変残念でなりません。</p> <p>憲法では、「義務教育はこれを無償とする」と定められています。実際、公立の小・中学校の教育費は全額国と市が税金から負担しています。ところが、私立の小・中学校を選んだ保護者は、同じ税金を納めている市民でありながら、無償とはほど遠い学費負担を強いられます。</p> <p>また、市内の私立学校、法政大学中高、明星学園は、さまざまな形で三鷹市に貢献し、広く市民の方々に門戸を開いています。しかしながら、学校の施設設備に税金は還元されません。</p> <p>子どもたちの個性を十分に伸ばす義務が、保護者・国民・行政の側にあります。</p>	

そのために選んだ学校が、私たちの場合、たまたま私立学校だったに過ぎません。

どうぞ、子どもを私立小・中学校に通わせている市民に対して、また、より豊かな教育の一助となるべく私立学校に対して、その経済的負担を軽減してくださるよう以下の事項をお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 市内在住の私立小・中学校に就学する児童・生徒に対する教育費助成の充実
- 2 市内の私立学校に対する運営費助成の復活
- 3 国と都あてに、私立小・中学校就学者に対する教育費助成実現の意見書の提出

以上